

瀬戸市営駐車場指定管理者募集の質問書の回答について

1

項目	資料2 第6-4 運営に係る機器の設置
内容	運営に係る機器の設置に関する以下事項についてのご教授をお願いいたします。 ・現況の機器撤去の指定期日及び指定時間帯 ・持込機器の設置についての指定期日及び指定時間帯
回答	現況機器の撤去及び持込機器の設置の指定期日及び指定時間帯については、4月1日から運営開始できるように市及び現指定管理者と調整していただきます。

2

項目	資料2 第6-5 運営業務 (10) 警備に関する業務 (11) 施設巡視及び利用指導に関する業務
内容	適宜巡視と施設巡視の違いについてのご教授をお願いいたします。
回答	資料2の業務仕様書に適宜巡視ではなく適宜巡回という表記をしていますので、適宜巡回と施設巡視についてご説明します。 【適宜巡回】 不審者不審車両の進入防止、機械警備を実施する等の異常が発生した場合、天候の悪化が予想される場合等状況に応じて臨機応変に必要と思われるタイミングで巡回を行うこと。 【施設巡視】 施設巡視は各駐車場内の施設安全管理、設備点検、不正行為の防止などを目的として定期的に巡視すること。

3

項目	資料 2 第 6 - 5 運営業務 (1 2) 個別事項
内容	剪定及び除草業務についての範囲と頻度および再委託が可能かのご教授をお願いいたします。
回答	剪定及び除草業務の範囲については瀬戸市営駐車場指定管理者募集要項別添位置図（瀬戸口駅北駐車場）のとおりです。頻度について指定はありませんが、利用者の支障とならないよう定期的を実施してください。また、剪定及び除草業務の再委託は内容を市と協議した上、事業計画書における予算の範囲内であれば可能とします。

4

項目	資料 2 第 6 - 6 施設管理業務 (2) 電気設備等管理業務
内容	電気設備の詳細についてのご教授をお願いいたします。
回答	電気設備等とは資料 5 機器仕様書 1 構成内訳及び調達物品の (1) から (9) に記載してある機器、機器の配管配線、施設内照明灯を指します。

5

項目	資料2 第6-6 施設管理業務 (5) その他 ア 必要な消耗品費（駐車券等）を管理する。
内容	駐車券デザインの指定があるかのご教授をお願いいたします。
回答	指定はありませんが、基本的にシンプルで分かりやすいデザインにしてください。事業者のブランド名やプロモーションツールとなる表記は不可とします。デザインの詳細については、市と協議してください。

6

項目	資料2 第6-4 運営に係る機器の設置
内容	事業者側で駐車場運営にて不要と判断した機器については、設置を控えることは可能かどうかのご教授をお願いいたします。
回答	市との協議が必要となりますが、業務仕様書に記載されている業務内容を問題なく運営及び管理できることを前提に市と協議の上、設置を控えることが可能です。

項目	資料 2 第 6 - 5 運營業務 (4) 回数駐車券
内容	回数駐車券に関する以下事項についてのご教授をお願いいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・販売方法について ・購入者へのお届け方法及びお届けに関して配送可能かの可否 ・使用済み券の再利用の有無 ・回数駐車券の発注は事業者側か
	<ul style="list-style-type: none"> ・販売方法 <p>【指定管理者の立場として】 回数駐車券の発注は市が行い、作成した回数駐車券を指定管理者へ納品します。指定管理者は納品された回数駐車券の各販売場所（パーティセと市民交流センター、瀬戸蔵管理事務所、その他店舗）の施設管理者へ必要枚数分を販売し、販売した回数駐車券の売上を月次報告にて報告及び納付していただいております。</p> <p>【一般の方々の購入方法】 現在の販売方法は各販売場所（パーティセと市民交流センター、瀬戸蔵管理事務所）での対面販売のみとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入者への配送はしていません。現状は不可としています。 ・使用済みの回数券の再利用は可能です。 ・現在、回数駐車券の発注は市が行っています。

項目	<p>資料2 第6-5 運営業務 (3) 利用料金の収受業務</p>
内容	<p>利用料金の収受業務に関する以下事項についてのご教授をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の料金の回収に関して、頻度の指定有無 ・納付頻度に関して指定有無 ・事業者独自発行のカード類の使用が可能かの可否
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・回収頻度の指定はありませんが、駐車場の料金の回収は現金の取扱いの為、適宜実施してください。 ・納付頻度の指定はありませんが、瀬戸市への一度の納付は100万円を超えないよう週1回もしくは隔週の程度で納付してください。 ・事業者独自発行のカード類の使用について <p>事業者独自のポイントカード及びクレジットカード等の導入について、妨げるものではありませんが、導入の際は次の条件があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①クレジットカード決済手数料は、指定管理者が負担すること ②ポイント付与にかかる費用は、指定管理者が負担すること ③指定管理者から市へ納入する駐車場使用料は、条例通りとすること <p>※その他、詳細については市と協議していただきます。</p>

項目	現在の磁気カードタイプの定期駐車券および回数駐車券について
内容	現在の磁気カードタイプの定期駐車券および回数駐車券からQR駐車券等への運用変更提案のため、各駐車券の発行枚数および発行場所、各申請方法および利用期限などの情報と現在の運用で、不正利用や譲渡などの対応指定内容が質問になります。
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・各駐車券の発行枚数 令和6年度の回数駐車券売上げ枚数は4,957組(54,527枚)、現時点の定期駐車券利用者は17名です。 ・発行場所及び申請方法 回数駐車券の発注は市が行い、作成した回数駐車券を指定管理者へ納品します。指定管理者は納品された回数駐車券の各販売場所(パーティセと市民交流センター、瀬戸蔵管理事務所)の施設管理者へ必要枚数分を販売し、販売した回数駐車券の売上を月次報告にて報告及び納付していただいております。 ・利用期限について 利用期限はありません。 ・不正利用や譲渡などの対応指定 対応について特に指定はありません。

項目	キャッシュレス対応機器仕様について
内容	キャッシュレス決済に対応するよう努めるとしてはいますが、精算機に付随的に設置する「マルチ端末決済機器」ではなく、「スマホ決済システム」のみでも問題はありませんか?
回答	特に指定はありませんので、スマホ決済システムのみ導入も可能です。

1 1

項目	調達物品にかかわる技術的要件の件
内容	記載には従来方式の磁気カード駐車券やそのカードを利用した駐車精算方式ですが、コスト面等を考慮し、車番番号入力による事前精算方式への対応は可能でしょうか。それに伴い、駐車券発券は磁気カード方式ではなく、感熱紙タイプのQR駐車券による運用は問題ないでしょうか？
回答	回数駐車券については「宮川駐車場」「瀬戸市駅前駐車場」「東横山駐車場」「瀬戸口駅北駐車場」の市営4駐車場の他に「パーティセと駐車場」「瀬戸蔵駐車場」でも同様の回数駐車券を共通利用していますので、現在の回数駐車券を利用できる運用にさせていただく必要があります。現行の回数駐車券及び定期駐車券が利用できるシステムであれば、駐車券発券は磁気カード方式でなくても可能です。

1 2

項目	機器仕様書の内容について 駐車券発券機ではなく、事前精算機を駐車場内に設置する運用の可否の確認
内容	駐車券発券機の設置ではなく、同等品以上の機能を有するものとして、入場したときの画像を入口に設置された表示機器に入庫時刻と車両の画像を確認することでその機能を有し、駐車料金の精算は、駐車場内に設置された料金精算機で車番番号を入力問い合わせすることで、入庫時刻と駐車料金を表示して精算処理することで同等以上の機能を有するとします。そのまま出口より駐車料金支払い済みであれば、ゲート開となる運用です。
回答	現行の機能水準を有し、管理運営ができることを前提であればご質問内容の運用は可能となります。ただし、現行の回数駐車券及び定期駐車券が利用できることが条件となります。

項目	業務仕様書
内容	各ページに規程、マニュアル等を作成・配備する旨記載されておりますが、仮に現状準備出来ていないものについても今回の提出書類に添付する必要があるのでしょうか。
回答	管理運営する上で、必要となるものについては現状準備の有無に関わらず規程、マニュアル等の作成をお願いします。